10　不妊治療両立支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対し、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する中小企業事業主

イ　その雇用する被保険者であつて、不妊治療を受けるもの（以下この項において「対象被保険者」という。）について、不妊治療のために利用することができる次のいずれかの制度を設け、当該制度を労働者に周知させるための措置を講じている中小企業事業主であること。

(1)　不妊治療のための休暇制度（不妊治療を含む多様な目的で利用することができる休暇制度及び利用目的を限定しない休暇制度を含み、労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇を除く。）

(2)　所定外労働の制限の制度

(3)　一日の所定労働時間を変更することなく始業及び終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度

(4)　労働基準法第三十二条の三第一項の規定による労働時間の制度

(5)　所定労働時間の短縮の制度

(6)　情報通信技術を活用した勤務を可能とする制度

ロ　不妊治療と仕事との両立に関して、労働者の希望又は課題の把握を行うための調査を実施する中小企業事業主であること。

ハ　不妊治療と仕事との両立の支援を図るための業務を担当する者を選任し、当該者に対象被保険者からの不妊治療と仕事との両立に関する相談に応じさせる中小企業事業主であること。

ニ　対象被保険者について、不妊治療と仕事との両立を図るための必要な措置を定めた計画を策定し、かつ、当該計画に基づく措置を講じた中小企業事業主であつて、対象被保険者にイに掲げる制度を利用させた日数を合算した日数が五日以上であるものであること。

二　次のイ及びロに掲げる中小企業事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　前号に該当する中小企業事業主　二十八万五千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、三十六万円）

ロ　イの規定による支給を受けた中小企業事業主であつて、対象被保険者に前号イ(1)の規定による休暇を二十日以上連続して取得させ、当該休暇取得後、当該休暇取得前の職務及び職制上の地位と同一又はこれに相当する地位に復帰させ、三箇月以上継続して雇用したもの　対象被保険者一人につき二十八万五千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、三十六万円）（一の事業主につき、一の年度において対象被保険者の数が五を超える場合は、五人までの支給に限る。）

（人材確保等支援助成金）

第百十八条　（略）

2　人材確保等支援助成コース助成金は、第一号に該当する認定組合等又は事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する認定組合等又は事業主であること。

イ　（略）

ロ　次の(1)から(6)まで（(7)に規定する介護事業主にあつては(7)を含む。）のいずれにも該当する事業主であること。

(1)　労働協約又は就業規則に定めるところにより、次に掲げる措置（以下この条において「雇用管理制度の整備」という。）のうち、次のⓘからⓘⅴまでのいずれかに該当するものを実施し、かつ、労働者に適用した事業主又は児童福祉法第六条の三第七項若しくは第九項から第十三項までに規定する事業若しくは同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とする事業を営む事業主（以下「保育事業主」という。）であつて、次のⓥの措置を実施し、かつ、労働者に適用したものであること。

ⓘ～ⓘⅴ　（略）

（新設）

（人材確保等支援助成金）

第百十八条　（略）

2　人材確保等支援助成コース助成金は、第一号に該当する認定組合等又は事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する認定組合等又は事業主であること。

イ　（略）

ロ　次の(1)から(6)まで（(7)に規定する介護事業主にあつては(7)を含む。）のいずれにも該当する事業主であること。

(1)　労働協約又は就業規則に定めるところにより、次に掲げる措置（以下この条において「雇用管理制度の整備」という。）のうち、次のⓘからⓘⅴまでのいずれかに該当するものを実施し、かつ、労働者に適用した事業主又は児童福祉法第六条の三第七項若しくは第九項から第十三項までに規定する事業若しくは同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とする事業を営む事業主（以下「保育事業主」という。）であつて、次のⓥの措置を実施し、かつ、労働者に適用したものであること。

ⓘ～ⓘⅴ　（略）